

義務付け・枠付けの見直しの更なる推進に向けて（案）

～地域主権改革の成果を地域社会に実感してもらうために～

全 国 知 事 会
地方分権推進特別委員会

全国知事会ではこれまで義務付け・枠付けの見直しの推進に向けて、幾度となく要請活動や提言を行ってきたところである。昨年 11 月には、一向に進まない義務付け・枠付けの見直しの突破口とするため、23 項目について、構造改革特区制度を活用した見直しの共同提案を行った。一部の項目については、前向きな回答を得られたものの、未だ不十分な回答も多く、全国知事会として、政府に対して、特区共同提案に関する公開討論会の開催を申し入れているところである。

そうした中、去る 4 月 28 日に国と地方の協議の場に関する法律など 3 法が成立した。義務付け・枠付けの見直しについては不十分な点はあるものの、地方要望分を中心とした 41 法律が一括法として改正されたところであり、今後は条例委任をされた施設・公物設置管理基準について、各地域の創意工夫を活かした具体的な基準づくりが求められている。義務付け・枠付けの見直しによる条例制定権の拡充は、住民代表である議会における審議を通じた意思決定により、地域の創意工夫を活かした住民本意の施策が可能になったことを住民に実感してもらうまたとない機会であり、地域主権改革の成果を十二分に地域に活かしていくという観点から、政府に対し、下記の点について、早急に取り組むことを求めるものである。

記

1 第 1 次一括法分について

(政省令の早期提示等)

- ・施設・公物設置管理基準に関する条例制定の施行期日の多くは、一年間の経過措置が設けられているものの、各地域では原則である平成 24 年 4 月 1 日施行を目指し、懸命に検討作業を進めなければならない。
- ・しかし、条例委任とされた基準の大部分は政省令を踏まえないと設定ができない構造になっている中、その政省令が現時点で示されておらず、各地域で実質的な検討が行えない状態になっている。このままでは、パブリックコメントなど住民意見の募集、議会における審議、住民周知等の時間が十分にとれないことから、せっかくの法律の成果が施行期日に活かしきれないおそれがある。

- ・こうした事態を改善するため、関係府省においては早急に政省令を制定するとともに、まずは政省令案を地方に提示すること。
- ・また、各地域において有意義な議論が行われるように、政省令で定めた基準の算定根拠や考え方等について、詳細にその内容を示すこと。

(財政的関与の見直し)

- ・条例委任に関連する施設等については国庫補助等が措置される場合が多く、補助要綱等により実質的に地方が国の示す基準に縛られることになるため、補助要綱等の見直しの考え方を早急に示すとともに、適切な財源措置を行うこと。

2 第2次一括法案分について

(法案の早期成立)

- ・第2次一括法案については、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲を内容とするものであり、現在国会に上程されているが、実質的な審議をされていない。改革を着実に進めるため、早期に法案を成立させること。
- ・また、法案成立後は、条例制定に必要とされる政省令を早急に示すこと。

3 第3次見直し分について

(丸ごと勧告実施)

- ・第3次見直しについては、保健所長の資格要件など地方要望分のこれまでの残り52条項、通知・届出・報告、公示・公告等、職員等の資格・定数等といった第2次勧告で取り上げられていた約1,200条項が見直し対象とされており、現在内閣府と各府省において法案提出に向けた調整が進められていると聞いている。
- ・第3次見直しの対象の大半である通知・届出・報告、公示・公告等（約1,100条項）の見直しは、国・地方を通じた行政事務の効率化・経費の節減につながるものである。第3次見直しについては、地方要望分52条項等とあわせ、丸ごと勧告を実施すること。

4 今後の見直しについて

(積み残し項目の早急な見直し)

- ・これまでの見直しの積み残し分や今まで手つかずになっている条項については、第1次一括法附則第47条で、地方分権改革推進委員会の勧告に則した速やかな措置を講ずることとされたところである。地方の意見を踏まえ、工程を明らかにし、国と地方の協議の場の活用等地方との十分な協議の下、法定受託事務を含めて早急に見直しに取り組むこと。特に、地方要望分104条項において要望どおり

の見直しが行われていない積み残し分は、地方がかねてから主張してきたように公立小中学校の学級編制、保育所や老人福祉施設の設置管理に関する基準など現場ニーズの強い項目であり、最優先で見直しに取り組むこと。また、協議、同意、許可・認可・承認の見直し等において、大臣協議の廃止を要望しているものが大臣の同意を要しない協議にとどまるなど、地方要望どおりの見直しが行われていないものについても、見直しを行うこと。

(従るべき基準の限定)

- ・「施設・公物設置管理の基準」の条例委任における「従るべき基準」は、第3次勧告に従い真に必要な場合に限定すること。また、第1次一括法附則第46条の規定に基づき、現在「従るべき基準」とされた福祉施設に配置する職員の数、居室の面積等については、廃止または「参酌すべき基準」など地方の実情を反映できる規定へ移行するよう、速やかに見直しを行うこと。

5 立法原則によるチェック、フォローアップの仕組みの設置等

- ・新たな義務付け・枠付けを必要最小限とするため、第3次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」による「チェックのための仕組み」を政府部内で確立すること。また、この仕組みとあわせ、第1次一括法分の見直し分のフォローアップや今後の見直しにおける地方との検討を行う仕組みを設けること。
- ・条例による法令の上書き権の検討や条例内容を政省令で拘束する「従るべき基準」のあり方の検討を含め、抜本的な条例制定権の拡大について積極的に推進していくこと。

6 最後に

政府は、昨年6月に閣議決定した地域主権戦略大綱において、地域主権改革を、地域住民が自ら考え、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づく改革をめざすものであるとし、明治以来の中央集権体質からの脱却、国と地方が対等の立場で対話できる関係への根本的な転換を進めていくという理念を高らかに掲げた。東日本大震災の未曾有の被害に対して国・地方が総力を結集して復旧・復興へ取り組んでいくことが求められている中、政局に明け暮れるのではなく、いま一度、地域のことは地域に住む住民が決めるというこの原点に立ち返ることを強く求める。

地方においては、国から権限や財源だけを求めているのではなく、これまで以上に責任と自立性をもって自治を担う覚悟である。地域主権改革の成果を十二分に地域に活かしていくためにも、我々は全力をあげて取り組んでいく。